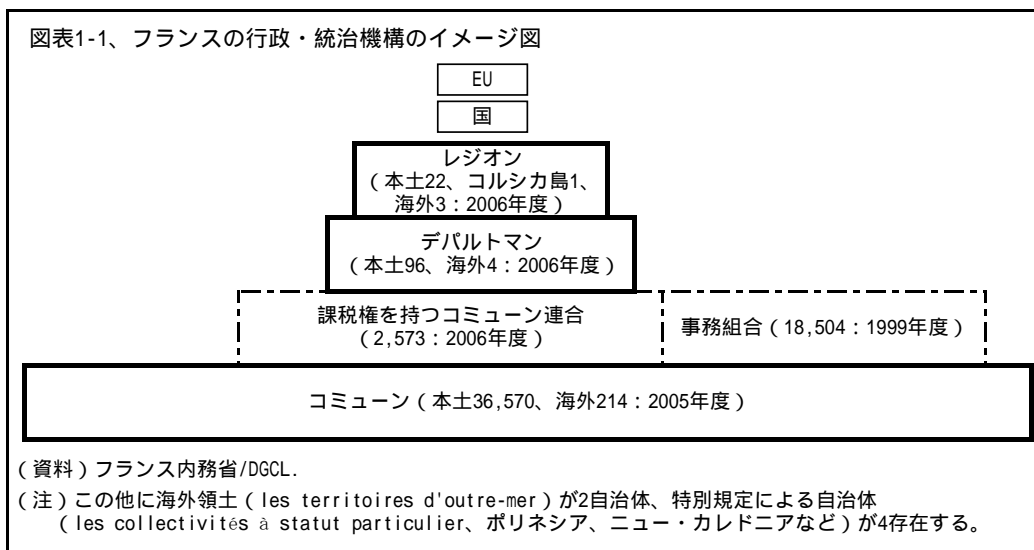


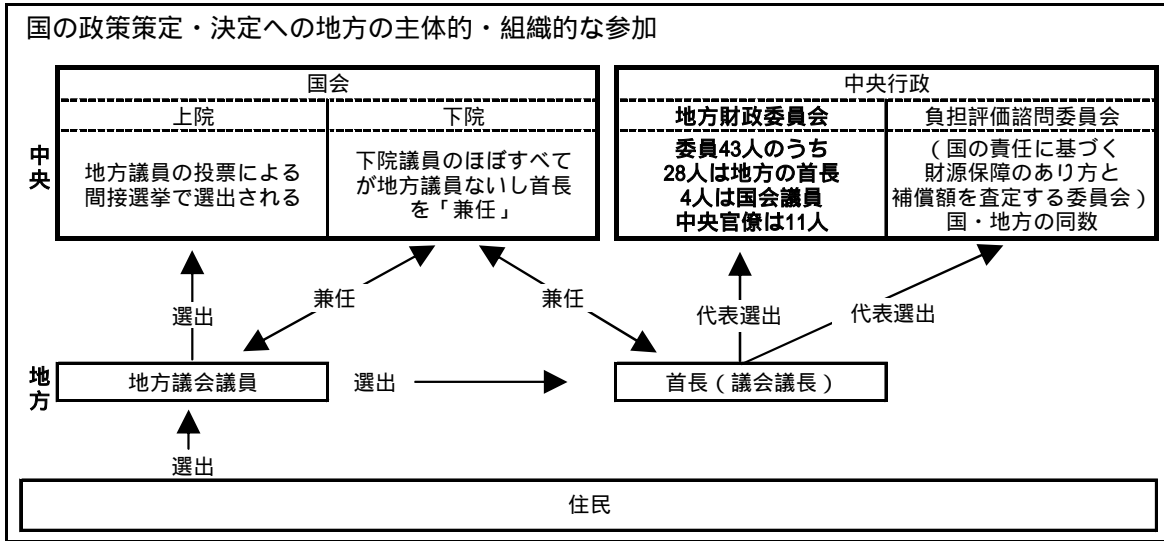
フランスのコミュン連合：課税権を有する自治体連合

1、フランスの地方制度と国の決定への主体的参加



コムニオンの細分化と合併の否認

コムニオン人口区分	1999年国勢調査による数値			コムニオン数の変遷						
	コムニオン数	人口		1851年	1968年	1990年				
0 ~ 49	1,006	34,161	9,393,701 (15.7%)	433	3,877	4,082				
50 ~ 99	2,905	218,241								
100 ~ 199	6,429	946,215								
200 ~ 299	4,852	1,194,929								
300 ~ 399	3,437	1,192,727								
400 ~ 499	2,406	1,071,779								
500 ~ 699	3,685	2,175,478								
700 ~ 999	3,074	2,560,171		18,472	10,442	10,583				
1,000 ~ 1,499	2,723	3,312,920								
1,500 ~ 1,999	1,410	2,436,255		23,691,706 (39.5%)	2,162	1,838	2,655			
2,000 ~ 2,499	901	2,004,267								
2,500 ~ 2,999	629	1,720,046								
3,000 ~ 3,500	458	1,480,533								
3,500 ~ 3,999	331	1,238,450								
4,000 ~ 4,999	470	2,105,534								
5,000 ~ 5,999	328	1,796,310								
6,000 ~ 8,999	538	3,904,344	364					987	1,343	
9,000 ~ 9,999	109	1,029,138								
10,000 ~ 19,999	462	6,467,963	45,982,536 (76.7%)					38	237	293
20,000 ~ 29,999	171	4,179,414								
30,000 ~ 49,999	129	4,913,661								
50,000 ~ 79,999	63	3,791,748								
80,000 ~ 99,999	13	1,139,305								
100,000 ~ 199,999	26	3,680,140								
200,000 ~ 299,999	5	1,205,276		13,968,899 (23.3%)	10	60	67			
300,000 以上	5	4,152,430								
合計	36,565	59,951,435		36,835	37,708	36,651				



第5表、下院議員のコミューン首長・地方議会議員との兼任の状況

下院議員数	577人	
うちフランス本土	555人	
うち海外県	22人	
兼任している役職		
コミューン首長	272人	19人
うち人口3千5百人未満のコミューン	64人	7人
うち人口3千5百人以上のコミューン	199人	10人
うち人口10万人以上のコミューン	9人	2人
パリの区長	13人	1人
コミューン議会議員	383人	41人
うち人口3千5百人未満のコミューン	86人	8人
うち人口3千5百人以上のコミューン	251人	22人
うち人口10万人以上のコミューン	24人	8人
うち3大都市コミューン(1)	22人	3人
デパルتمان議会議長	17人	1人
デパルتمان議会副議長	38人	5人
デパルتمان議会議員	143人	12人
レジオン議会議長	6人	1人
レジオン議会副議長	13人	4人
レジオン議会議員	73人	19人
コミューン首長・議員とデパルتمان議会議員の兼任	70人	15人
コミューン首長とレジオン議会議長の兼任者	2人	0人
コミューン首長・議員とレジオン議会議員の兼任者	23人	4人

(資料) フランス国民議会(下院)。

(注) (1)3大都市コミューンとは、パリ、リヨン、マルセイユ。

フランスの地方財政委員会メンバー(43人)の構成

国会議員	(4人)
上院	2
下院	2
地方代表(自治体の行政執行責任者)	(28人)
レジオン議会議長	2
デパルتمان議会議長	4
コミューン連合の首長	7
コミューン首長	15
(コミューン首長の内訳)	
人口2千人未満	3
人口2千人以上	7
海外県	1
海外領土	1
観光・保養地	1
山岳地帯	1
沿岸地帯	1
中央政府メンバー	(11人)
内務省	4
経済財政産業省	4
都市担当	1
海外県・海外領土担当	1
観光担当	1

(注) 2005年5月現在の構成。

2、フランスの憲法改正 (2003年3月)

第3表、改憲内容と地方分権関連4法律

< 憲法改正の内容 >

(1) 「地方分権国家」の宣言		
(2) 「補完性」の原則		
(3) 地方自治体としてのレジオン		
(4) 地方の財政自主権	地方財源の所有・使用 地方の税収確保 地方の自主財源(地方税)比率 国の政策による地方負担の完全な財源保障 a、国から地方への事務権限委譲による地方負担 b、地方の事務新設・拡充による地方負担 地方財政調整の維持・強化	< 地方分権関連の4法律 > (A) 地方財政自主権に関する組織法 (B) 地方の実験に関する組織法
(5) 地方自治体による行政「実験」		(B) 地方の実験に関する組織法
(6) 地方住民投票・地方議会に対する住民の審議請願権		(C) 地方住民投票に関する組織法
(7) 地方制度に関する法案の上院(元老院)先議権		
(8) 海外にある地方自治体の地位規定		(D) 地方の自由と責任に関する法

憲法 72 条 2

- (1) 地方自治体は、法に定められた条件の下で認められた財源を自由に所有し使用することができる。
- (2) 地方自治体は、あらゆる性質の租税収入の一部ないし全部を歳入とすることができる。法に定められた範囲内で、地方自治体が課税標準および税率を定めるのを法律により認めることができる。
- (3) 地方自治体の税収入およびその他の自主財源は、地方自治体の各カテゴリーごとに、歳入総額の一定比率を占める。この規定が実現される諸条件は、組織法が定める。
- (4) 国・地方間の事務権限委譲は、当該事務権限の執行に充てられていた金額と等しい財源の移譲を伴う。地方歳出の増大をもたらす事務の創設・拡充は、すべて法に定められる財源の保障を伴う。
- (5) 地方自治体間の平等に向けた地方財政調整の制度を法が定める。

「自主財源比率」：地方自治体の種類別
 コミューンおよび課税権を有するコミューン連合は60.8%
 デパルトマンは58.6%、レジオンは39.5%

第4表、「地方の自由と責任に関する法」による事務移譲・税源移譲

事務権限移譲	国道(約1万5千キロ)、地方空港、港、観光、文化財/歴史的建造物、職業訓練、学生支援などの事務権限を主としてデパルトマンとレジオンへ移譲
国家公務員や出先機関部局の移譲	学校事務・技術職員(TOS、約9万6千人)、その他の移譲される事務にかかる公務員・部局(公務員の身分については地方公務員になるか国家公務員のまま出向扱いとなるか選択可能)
税源移譲額	約105 - 110億ユーロ(およそ1兆6千億円程度) 1ユーロ = 145円で算定
移譲税目	(レジオンへ移譲) 石油製品内国消費税(TIPP) (デパルトマンへ移譲) 保険契約税(TCA)
移譲額の算定方法	事務移譲に先立つ3年間に国が支出していた金額(物価調整)の平均値として算定
税源移譲の保障	負担評価諮問委員会を設置。各自治体ごとに負担額と移譲額を精査

3、 コミューン連合の形態と沿革

Les groupements de communes à fiscalité propre 、 L'intercommunalité

Les établissements publics de coopération intercommunale

第3表、 コミューン連合と事務組合の形態

< 課税権を持つコミュニティ連合 >

略称		概要
SAN	新都市圏 (le syndicat d'agglomeration nouvelle)	1999年7月12日法により廃止
Dist	ディストリクト (District)	
CV	都市共同体 (la communauté de villes)	
CU	都市部共同体 (la communauté urbaine)	< 都市部の連合 >
CA	市街圏共同体 (la communauté d'agglomeration)	< 都市部の連合 >
CC	コミュニティ共同体 (la communauté de communes)	< 農村部の連合 >

< 事務組合 >

SIVU	一部事務組合 (le syndicat intercommunal à vocation unique)
SIVOM	多目的事務組合 (le syndicat intercommunal à vocations multiples)
SM	混合事務組合 (le syndicat mixte)
SC	選択事務組合 (le syndicat à la carte)

CU 人口50万人以上

CA 人口5万人以上、中心部の複数コミュニティは1万5千人以上

CC 下限人口なし

* コミューン連合の背景

合併は完全に不可能

行政効率化ないしはEU統合に伴う地方強化

地方税、特に企業課税の税源偏在・税率格差の是正

* なぜ課税権？

従来の広域連合が成功しなかった 税源偏在・税率格差の是正

第2表、 課税権を有するコミュニティ連合の進展

年	CU	CA	CC	SAN	Dist	CV	合計	うち TPU(1)を 課す団体	うち 付加税(2) を課す 団体	連合に 参加する コミュニティ の数	< 事務組合 >		
											SIVU	SIVOM	SM
1972年	9	-	-	-	95	-	104				9,289	1,243	-
1980年	9	-	-	-	147	-	156				11,664	1,980	-
1985年	9	-	-	9	153	-	171				11,967	2,076	-
1991年	9	-	-	9	165	-	183				12,907	2,287	-
1992年	9	-	-	9	214	-	232				14,596	2,478	-
1993年	9	-	193	9	252	3	466	18	448	5,071	nd	nd	-
1994年	9	-	554	9	290	4	866	40	826	8,973	14,584	2,362	-
1995年	9	-	756	9	324	4	1,102	48	1,054	11,516	14,490	2,298	1,107
1996年	10	-	894	9	318	4	1,235	55	1,180	13,566	14,614	2,221	1,216
1997年	11	-	1,105	9	316	5	1,446	78	1,368	16,240	nd	nd	nd
1998年	12	-	1,241	9	310	5	1,577	92	1,485	17,760	nd	nd	nd
1999年	12	-	1,347	9	305	5	1,678	111	1,567	19,128	14,855	2,165	1,454
2000年	12	50	1,533	9	241	0	1,845	306	1,539	21,347	nd	nd	nd
2001年	14	90	1,733	8	155	0	2,000	511	1,489	23,497	nd	nd	nd
2002年	14	120	2,032	8	-	-	2,174	745	1,429	26,870	nd	nd	nd
2003年	14	143	2,195	8	-	-	2,360	934	1,426	29,754	nd	nd	nd
2004年	14	155	2,286	6	-	-	2,461	1028	1,433	31,428	nd	nd	nd
2005年	14	162	2,342	6	-	-	2,524	1,103	1,421	32,311	nd	nd	nd
2006年	14	164	2,389	6	-	-	2,573	1,161	1,412	32,913	nd	nd	nd

コミューン連合と参加コミューンの人口別状況 (2006年1月1日現在)

コミューン連合の数							
連合の人口	CU		CC		CA	SAN	合計
	TPU	付加税	TPU	付加税			
0 ~ 700	0	0	1	15	0	0	16
700 ~ 1,000	0	0	3	23	0	0	26
1,000 ~ 2,000	0	0	17	119	0	0	136
2,000 ~ 5,000	0	0	135	430	0	0	565
5,000 ~ 10,000	0	0	294	469	0	0	763
10,000 ~ 20,000	0	0	324	245	0	2	571
20,000 ~ 50,000	0	0	194	94	2	1	291
50,000 ~ 100,000	2	2	11	11	87	3	116
100,000 ~ 300,000	3	1	1	3	65	0	73
300,000 以上	6	0	0	0	10	0	16
合計	11	3	980	1,409	164	6	2,573
連合に参加したコミューンの数							
連合の人口	CU		CC		CA	SAN	合計
	TPU	付加税	TPU	付加税			
0 ~ 700	16	8	7,408	14,006	611	1	22,050
700 ~ 1,000	11	3	1,257	1,255	248	1	2,775
1,000 ~ 2,000	39	4	1,787	1,447	556	3	3,836
2,000 ~ 5,000	80	7	1,096	775	614	7	2,579
5,000 ~ 10,000	73	5	283	181	342	9	893
10,000 ~ 20,000	48	3	127	62	188	7	435
20,000 ~ 50,000	40	2	26	21	161	6	256
50,000 ~ 100,000	7	0	1	3	42	0	53
100,000 ~ 300,000	7	1	0	0	24	0	32
300,000 以上	2	0	0	0	2	0	4
合計	323	33	11,985	17,750	2,788	34	32,913

4、コミューン連合の事務権限 (Les competences)

* コミューンから連合へ義務的に移譲される権限

* 各連合の選択による権限

連合の形態により異なる

(1) CU

< 義務的権限 >

- 1、連合区域内の経済・社会・文化の発展と整備
産業別地区指定、経済振興政策、各種公共施設、法定の条件において中学、高校
- 2、連合区域内の開発・整備
都市計画、公共交通機関
- 3、連合区域内の社会的に均衡の取れた住宅政策
地方住宅計画、社会住宅、非衛生な住宅の撤去・移住政策
- 4、連合区域内の都市政策
契約に基づく政策 (地方都市開発、経済的・社会的な意味での自立)、犯罪防止
- 5、公共サービス供給
上下水、墓地、食肉処理場・市場、中央卸売市場、法定の条件において防災・災害救助
- 6、環境、生活環境の保護
家庭ゴミ収集・処理、大気汚染防止、騒音防止

(2) CA

<義務的権限>

- 1、経済振興
- 2、連合区域内の開発・整備（都市計画、公共交通機関）
- 3、連合区域内の社会的に均衡の取れた住宅政策（地方住宅計画、社会住宅、社会的弱者の住宅）
- 4、連合区域内の都市政策
(契約に基づく政策<地方都市開発、経済的・社会的な意味での自立>、犯罪防止)

<選択的な権限>

- 1、地方道・駐車場の整備・維持、 2、下水道、 3、上水道
- 4、環境、生活環境の保護 家庭ゴミ収集・処理、大気汚染防止、騒音防止
- 5、文化・スポーツ施設の建設・維持管理

なお、その他の事務権限も選択的に以上しうる

(3) CC

<義務的権限>

- 1、連合区域内の空間整備、2、連合の全体に利益となる経済振興政策（TPU を選択した CC については）
- 3、産業別地区指定

<選択的な権限>

- 1、自然環境の保護、活用、 2、住宅、生活環境、 3、地方道の建設・維持
- 4、文化・スポーツ施設、および就学前教育・初等教育施設の建設・維持・運営

なお、その他の権限を選択的に移譲することも可能

第4表、課税権を有する連合の事務と実施している連合の数（1999年1月1日現在）

	CU	CC	SAN	Dist	CV	合計
商・工・手工業振興地域の設定と整備	8	870	3	155	5	1,041
住宅行政・地域居住計画	6	748	3	189	4	950
環境保護・活用	5	587	1	86	4	883
廃棄物収集・処理	11	606	4	195	2	818
観光	1	633	4	123	1	762
商工業支援・雇用政策	2	606	1	106	4	719
道路行政	11	466	5	120	2	604
文化・社会文化	3	481	1	97	2	584
地域総合計画・部門計画の策定	11	467	4	68	5	555
防災・救援	11	256	0	246	2	515
社会福祉事業	2	392	1	95	0	490
公共施設の管理・維持・運営	5	324	5	91	2	427
教育	9	315	1	95	1	421
公共施設建設	4	276	7	100	3	390
地区整備事業	8	276	6	66	4	360
下水処理施設	11	212	3	122	2	350
不動産管理	7	127	3	43	1	181
上水道	10	83	3	82	2	180
地域都市計画プラン策定	10	117	1	38	2	168
都市交通機関	11	53	5	55	2	126
実施している事務数の平均	15.8	8.7	10	9.2	14.2	8.9

(資料) フランス内務省/DGCL.

4、コミュニケーション連合の歳出

歳出の状況 2004年度決算 単位 100万ユーロ

	CU		CA		CC(TPU)		CC(4税付加税)	
歳出総額	6,084	100%	11,191	100%	4,518	100%	2,953	100%
経常勘定総額	4,306	70.78%	9,192	82.14%	3,514	77.78%	1,939	65.66%
直接管理経費	1,880	30.90%	2,676	23.91%	1,086	24.04%	1,220	41.31%
うち人件費	992	16.31%	1,110	9.92%	500	11.07%	510	17.27%
借入利払	131	2.15%	115	1.03%	50	1.11%	58	1.96%
TPU・付加税の還付	1,161	19.08%	4,677	41.79%	1,760	38.96%	38	1.29%
移転支出	1,064	17.49%	1,488	13.30%	544	12.04%	553	18.73%
資本勘定総額	1,778	29.22%	1,998	17.85%	1,005	22.24%	1,014	34.34%
借入元金返済	406	6.67%	363	3.24%	142	3.14%	175	5.93%
補助金	192	3.16%	223	1.99%	44	0.97%	41	1.39%
公共事業	1,123	18.46%	1,349	12.05%	769	17.02%	765	25.91%

- * 連合の歳出は、地方歳出のおよそ1割程度。コミュニケーションが5割程度。
- * TPU=統合職業税
- * 地方4税=地方税の中心である4直接税=住居税、既建築地税、未建築地税、職業税
- * TPU・付加税のコミュニケーションへの還付がCAとCC(TPU)で4割、CUでも2割。経常勘定だけで見ると、CAとCCで5割、CUで27%。この還付については、後に詳細に
- * 移転支出や補助金の内訳は下の表で

経常勘定・人口1人あたり歳出額 単位 ユーロ

	CU		CA		CC(TPU)		CC(4税付加税)	
経常勘定総額	694	100%	466	100%	297	100%	153	100%
直接管理経費	303	43.66%	136	29.18%	92	30.98%	96	62.75%
うち人件費	160	23.05%	56	12.02%	42	14.14%	40	26.14%
借入利払	21	3.03%	6	1.29%	4	1.35%	5	3.27%
TPU・付加税の還付	187	26.95%	237	50.86%	149	50.17%	3	1.96%
移転支出	171	24.64%	75	16.09%	46	15.49%	44	28.76%

経常勘定の移転支出・補助金と例外的補助金 単位 100万ユーロ

付属予算の赤字(操出)	23.0		64.6		12.1		11.2	
分担金・負担金	399.5		673.3		345.9		340.0	
うち防災・救援	226.2		310.1		57.3		77.1	
うちゴミ処理等委託	145.3		338.1		251.1		233.7	
うちその他	28.0		25.1		37.5		29.2	
経常勘定補助金	588.3		606.9		142.7		175.4	
公的組織へ	295.0		235.5		57.7		86.6	
うち国へ	0.7		0.9		0.3		0.0	
民間団体へ	293.3		371.3		85.0		88.8	
例外的補助金	44.3		132.7		33.5		22.5	
建設・運営	2.9		7.9		3.3		2.0	
公的商工サービスへの補助金	26.8		84.2		25.9		15.6	
その他	14.6		40.6		4.3		5.0	

- * 付属予算は、上水道、下水道、公共交通機関等
- * 例外的補助金の公的商工サービスとあるのも、これらの付属予算への補助金

5、コミュニケーション連合の歳入

歳入の状況 2004年度決算 単位 100万ユーロ

	CU		CA		CC(TPU)		CC(4税付加税)	
歳入総額	6,190	100%	11,241	100%	4,668	100%	3,047	100%
経常勘定総額	5,227	84.44%	10,271	91.37%	4,077	87.34%	2,364	77.58%
手数料・使用料	335	5.41%	247	2.20%	144	3.08%	157	5.15%
地方税	3,084	49.82%	6,558	58.34%	2,533	54.26%	1,430	46.93%
うち地方4税	2,238	36.16%	5,219	46.43%	2,024	43.36%	1,004	32.95%
うち家庭ゴミ収集税	457	7.38%	945	8.41%	447	9.58%	411	13.49%
移転収入	1,455	23.51%	3,077	27.37%	1,155	24.74%	560	18.38%
うち経常総合交付金(DGF)	1,393	22.50%	2,836	25.23%	977	20.93%	326	10.70%
DGFのうち給与ベース補償	800	12.92%	2,025	18.01%	639	13.69%	152	4.99%
地方税減免税の補償	103	1.66%	123	1.09%	34	0.73%	14	0.46%
その他	249	4.02%	266	2.37%	211	4.52%	202	6.63%
資本勘定総額	963	15.56%	970	8.63%	591	12.66%	683	22.42%
補助金	256	4.14%	370	3.29%	275	5.89%	308	10.11%
うち付加価値税補償基金	91	1.47%	123	1.09%	82	1.76%	89	2.92%
地方債	617	9.97%	537	4.78%	227	4.86%	247	8.11%

経常勘定・人口1人あたり歳入額 単位 ユーロ

経常勘定総額	842	100%	521	100%	345	100%	187	100%
TPUないし4税付加税	360	42.76%	265	50.86%	171	49.57%	79	42.25%
家庭ゴミ収集税	74	8.79%	48	9.21%	38	11.01%	32	17.11%
その他の地方税	63	7.48%	20	3.84%	5	1.45%	1	0.53%
地方税減免税補償	17	2.02%	6	1.15%	3	0.87%	1	0.53%
DGF(給与ベース補償)	129	15.32%	103	19.77%	54	15.65%	12	6.42%
DGF(連合交付金)	68	8.08%	45	8.64%	29	8.41%	22	11.76%
その他の交付金・補助金	11	1.31%	14	2.69%	22	6.38%	22	11.76%
手数料・使用料	54	6.41%	13	2.50%	12	3.48%	12	6.42%

* 歳入の5割~6割は地方税。国からの移転収入は、交付金が2割~3割弱、資本補助金が4%~10%程度。

* 連合に対するDGF(国の交付金)は、他の自治体向けと比して優遇、一種の連合奨励策。

地方税収の内訳

2004年度	地方4税	家庭ゴミ 収集税	公共交通 機関税	その他地方税	コミュニケーションの マイナス還付	合計
	10,704	2,261	641	47	181	13,834
	77.37%	16.34%	4.63%	0.34%	1.31%	100%

4税内訳	住居税	既建築地税	未建築地税	統合職業税 (TPU)	地域職業税 (TPZ)	合計
CU	2.4%	2.5%	0.0%	94.7%	0.1%	100%
CA	0.1%	0.1%	0.0%	99.9%	-	100%
CC(TPU)	0.6%	0.7%	0.2%	98.5%	-	100%
CC(4税)	20.8%	28.1%	7.8%	34.5%	4.3%	100%

* 連合の地方税収は、コミュニケーションの地方税収の31%程度

* 地方税収の内容は圧倒的に職業税

6、連合からコミューンへの税収還付 (補償交付金と連帯交付金)

- * 補償交付金 (la dotation de compensation) = TPU の税収 - 連合に移譲された権限に要する経費
- * 連帯交付金 (la dotation de solidarité) 水平的な財政調整の交付金。
 - * CUは必ず設置 (義務的経費)、CU以外は任意の設置
 - * 配分の基準は、CUについては、コミューンの人口1人あたり課税所得の不足 (連合の平均値からの乖離) と1人あたり「財政力」の不足が必須の基準、その他の基準を自由に追加できる
 - * CU以外の連合については、人口と1人あたり「財政力」の不足が必須、その他は自由選択

コミューンに対する税収還付の割合

	2000	2001	2002	2003	2004
TPUを持つ連合(CA以外)	79.5%	70.3%	69.9%	67.1%	65.3%
連合創設の年度別					
1992年	74.1%	61.8%	59.1%	58.7%	51.6%
1993年	79.1%	68.3%	68.6%	66.2%	51.6%
1994年	80.0%	66.9%	64.3%	63.6%	65.1%
1995年	91.9%	72.9%	65.8%	62.4%	60.0%
1996年	77.6%	72.5%	67.4%	63.8%	63.7%
1997年	71.2%	68.4%	64.0%	64.5%	64.0%
1998年	82.8%	79.7%	78.9%	72.2%	55.2%
1999年	93.3%	80.2%	78.4%	72.3%	73.1%
2000年	-	76.8%	75.3%	72.6%	71.7%
2001年	-	-	84.5%	71.2%	71.4%
2002年	-	-	-	83.8%	69.7%
2003年	-	-	-	-	83.4%
CA	64.2%	70.7%	68.9%	66.7%	63.5%
事務組合等からの変身	59.2%	76.0%	66.8%	65.6%	62.7%
新規創設	95.6%	89.8%	88.5%	95.4%	91.4%

- * 表から分かるように、連合形成から時が経つと連合の仕事が増え、還付の割合が低下する。ただそうはいっても、10年経っても税収の半分は還付。職業税の税収と仕事の量とは釣り合っていない。
- * この他の財政関係として、公共施設の建設と運営について、連合とコミューン間で双方向に協力分担金 (les fonds de concours) を支出することができる